

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 8 年度
計画主体	越前市

越前市鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 越前市産業環境部農林整備課

所在地 福井県越前市府中一丁目 1 3 - 7

電話番号 0778-22-3008

FAX 番号 0778-23-9907

メールアドレス nourin@city.echizen.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）・アライグマ・ハクビシン・サギ類（ゴイサギ、ダイサギ、アオサギ、コサギ）
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	越前市全域

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲 雑穀 野菜	32.0ha 13,419千円
カラス類	水稲 野菜	農業共済への申請なし
アライグマ・ハクビシン	野菜（スイカ）	農業共済への申請なし
ニホンザル	野菜	農業共済への申請なし
ニホンジカ	樹木 水稲 麦	2.7ha 1,525千円 7.4ha 210千円
サギ類	水稲	農業共済への申請なし

出典：福井県農業共済

(2) 被害の傾向

<p>(イノシシ)</p> <p>生息域が拡大し、市内全域で出没が確認されている。7～9月の水稲収穫前及び収穫時期に、特に被害が発生している。電気柵やワイヤーメッシュが設置されているが、適正な管理がなされていない場合や管理の難しい急傾斜地、河川からの侵入などにより被害が発生している。</p> <p>(ニホンジカ)</p> <p>市内各地区の山林、山ぎわ部において、出没が確認されている。生息域は市全域へと拡大した。一部では水稲の苗や麦の芽に、食害が報告されており、今後、更なる被害拡大が懸念される。</p> <p>(ニホンザル)</p> <p>40～60頭近くの群れで、鯖江市・越前町から吉野・大虫地区を行動範囲とする越前B群と、60～80頭近くの群れで北日野・味真野・今立地区を行動範囲とする越前C群が確認されている。キュウリやトマト、スイートコーン、豆類などに被害が発生し、</p>
--

秋には柿・栗の果樹や水稻収穫後のヒコバエ（二番穂）等を求め、頻繁に出没している。住宅地では、アンテナや住宅設備を破壊するなど生活環境被害も報告されている。

また、一部地域でハナレザルの出没・被害も報告されている。

（カラス類）

市内全域で5～6月の水稻の移植期に、苗の踏み倒し被害が発生している。

また、水稻の直播の食害が発生している。

夏野菜を中心に、畑作物の被害も報告されている。

（アライグマ・ハクビシン）

市内全域にてアライグマ、ハクビシンの目撃、痕跡情報がある。アライグマの目撃情報が近年増加しており、夏野菜（特にスイカ）の被害が発生している。また、家屋侵入等の生活環境被害の問い合わせも増えている。

（サギ類）

市内全域で5～6月の水稻の移植期に、苗の踏み荒らし被害が発生している。

（3）被害の軽減目標

指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成31年度）
被害金額	15,154千円	10,608千円
被害面積	42.1ha	29.5ha

※年間10%の削減、計画終了時に30%削減を目指す。

（4）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地元猟友会の協力により捕獲隊を編成し、捕獲檻の整備と被害の実態にあわせた捕獲を実施しているほか、わなによる捕獲も実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲隊の高齢化とともに、後継者の育成が必要となっている。 ・捕獲檻やわなの破損も多いので、計画的な補充が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥類（カラス）の飛来の多い地区に捕獲檻を設置し、捕獲を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅周辺など、銃器による捕獲が出来ない場所での生活環境被害が出ている。 ・捕獲檻の長期間設置箇所においては、捕獲数が減少している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・アライグマ捕獲を推進するため、捕獲従事者養成講習会を開催している。 ・アライグマ・ハクビシン等の被害が増加しており、捕獲檻の導入対応を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修実施により捕獲従事者の増員を図るとともに、正しい知識の習得を進める必要がある。 ・檻捕獲の増加に伴い、檻の損傷も多くなり、計画的に補充する必要がある。

防護対策等に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 農作物被害を防止するため、集落単位で電気柵やワイヤーメッシュ柵を整備し、地元住民により設置、管理に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 集落全体での防護柵の管理体制が十分に浸透していない。 集落間の連携した取り組みが必要となっている。 ニホンジカへの対策を検討する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> 電気柵等の管理と併行して「山ぎわ」の草刈を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 草刈りによる緩衝帯の適正な管理が難しくなっている集落もある。 山ぎわ緩衝帯整備地域で、継続して適正管理を行う必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ニホンザルの出没にはロケット花火による追払いを実施している。 住民によるサル出没情報の共有化を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理計画に基づき、頭数調整によるニホンザルの捕獲の実施を進める必要がある。 ハナレザルによる被害への対策が必要である。 住民主体による追い払い体制を推進する必要がある。
人材育成に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 県主催のリーダー育成研修等への積極的参加を促す一方、出前講座や集落説明会を開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> けもの種類に応じた講習会を開催するなど、知識の習得に役立つ企画を検討する必要がある。

(5) 今後の取組方針

効果的な情報の収集と鳥獣被害対策に関する知識を住民に普及・啓発すると共に、地域における鳥獣対策を担う体制づくり・人づくりを推進し、関係機関との連携をとりながら、計画的な被害防止に努める。従来より取り組んできた電気柵等の防護対策や山ぎわ緩衝帯については、地元での設置後の維持管理方法を指導・支援するとともに、獣種に応じた有害鳥獣捕獲方法を検討し、防除と捕獲の両輪による有害鳥獣対策の体制強化を図る。

森林組合が同組合職員に対し、実施隊員の確保・育成等実施隊の体制強化に向けた取組みを実施する。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>地元狩猟団体である福井県猟友会南越支部・今立支部の会員を有害鳥獣捕獲隊員として任命し、捕獲業務にあたる。</p> <p>アライグマについては、アライグマ防除実施計画に基づき、講習受講者の捕獲従事者登録を行い、捕獲を実施する。</p>

(2) その他捕獲に関する取組み

年度	対象鳥獣	取組み内容
平成29年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ、ハクビシ	捕獲檻の整備 2基(損耗補充として) 捕獲わなの整備 20基(損耗補充として) 捕獲檻の整備 3基(小型捕獲檻) 捕獲檻の整備 2基(損耗補充として) 捕獲従事者の養成・狩猟免許取得推進
平成30年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ、ハクビシ	捕獲檻の整備 2基(損耗補充として) 捕獲わなの整備 20基(損耗補充として) 捕獲檻の整備 3基(小型捕獲檻) 捕獲檻の整備 2基(損耗補充として) 捕獲従事者の養成・狩猟免許取得推進
平成31年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ、ハクビシ	捕獲檻の整備 2基(損耗補充として) 捕獲わなの整備 20基(損耗補充として) 捕獲檻の整備 3基(小型捕獲檻) 捕獲檻の整備 2基(損耗補充として) 捕獲従事者の養成・狩猟免許取得推進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方				
有害鳥獣の近年の捕獲実績				(単位:頭、羽、匹)
	平成26年	平成27年	平成28年	備考
イノシシ	524	679	410	
ニホンザル	—	1	5	
ニホンジカ	39	49	95	
カラス類	571	878	748	
アライグマ	19	33	24	
ハクビシ	30	30	33	
サギ類	—	—	—	
クマ	1	—	1	

平成28年度数値は2月末現在

【イノシシ】

農作物の被害や畔の掘り起こしによる被害などの報告及び相談の件数が、最も多い。引き続き捕獲の強化を図る。

【ニホンザル】

群れの行動範囲が広がって出没情報が増加し、農作物などの被害や生活環境被害が発生するおそれが高いことから、越前市地域実施計画(ニホンザル)に基づき捕獲を実施する。

【ニホンジカ】

生息域が市内全域に拡大したことから、出没情報が増加し、農林業や生活環境などに被害を与えるおそれが高いため、くくりわなによる捕獲を実施する。

丹南二市三町による丹南地域有害鳥獣対策協議会において、シカ捕獲モデル事業に取り組む。

【カラス類】

農作物被害防止のため、今後も引き続き檻を使用した捕獲を実施する。

【アライグマ、ハクビシン】

越前市内全体に生息が拡大しており、農作物の被害防止のため、捕獲を実施する。

【サギ類】

農作物被害防止のため捕獲の実施を検討する。

対象鳥獣の捕獲計画数

(単位：頭、羽、匹)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	600	610	620
ニホンザル	30	30	30
ニホンジカ	80	110	140
カラス類	1200	1200	1200
アライグマ	35	40	45
ハクビシン	35	40	45

捕獲等の取組み内容

イノシシ	捕獲檻	5～10月	市内全域(春日野、村国山、三里山は通年)
ニホンジカ	くくりわな	通年	市内全域
	銃器	11月～2月	市内全域
			丹南地域有害鳥獣対策協議会によるモデル事業
ニホンザル	捕獲檻	通年	出没地域(B群、C群、ハナレ)
カラス	捕獲檻	4月～6月、11月～3月	市内3地区
アライグマ	捕獲檻	通年	市内全域
ハクビシン	捕獲檻	通年	市内全域

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵 20 k m (電気柵・ワイヤーメッシュ・ネット柵含む) 山ぎわ緩衝帯の整備の推進 7 k m 	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵 20 k m (電気柵・ワイヤーメッシュ・ネット柵含む) 山ぎわ緩衝帯の整備の推進 7 k m 	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵 20 k m (電気柵・ワイヤーメッシュ・ネット柵含む) 山ぎわ緩衝帯の整備の推進 7 k m

(2) その他被害防止に関する取組み

年度	対象鳥獣	取組み内容
平成29年度	鳥獣一般 イノシシ ニホンジカ アライグマ ハクビシン ニホンザル	鳥獣対策班の効率的な運営 地域研修会の開催 山際の耕作放棄地の管理、指導 防護柵の維持、管理の指導 地域研修会の開催 群れの動向把握 放任果樹の除去等の啓発 住民主体の追払い活動への指導
平成30年度	鳥獣一般 イノシシ ニホンジカ アライグマ ハクビシン ニホンザル	鳥獣対策班の効率的な運営 地域研修会の開催 山際の耕作放棄地の管理、指導 防護柵の維持、管理の指導 地域研修会の開催 群れの動向把握 放任果樹の除去等の啓発 住民主体の追払い活動への指導
平成31年度	鳥獣一般	鳥獣対策班の効率的な運営 地域研修会の開催

	イノシシ ニホンジカ アライグマ ハクビシン ニホンザル	山際の耕作放棄地の管理、指導 防護柵の維持、管理の指導 地域研修会の開催 群れの動向把握 放任果樹の除去等の啓発 住民主体の追払い活動への指導
--	--	--

5 被害防止施策の実地体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	越前市鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
越前たけふ農業協同組合	被害情報の把握、防護の推進指導
福井丹南農業協同組合	被害情報の把握、防護の推進指導
(一社) 福井県猟友会南越支部	捕獲の実施、生息状況の把握
(一社) 福井県猟友会今立支部	捕獲の実施、生息状況の把握
武生森林組合	被害情報の把握
南越森林組合	被害情報の把握
武生地区営農協議会	農業者の意見とりまとめ
今立地区担い手協議会	農業者の意見とりまとめ
日本野鳥の会・鳥獣保護委員	生息状況の把握
福井県農業共済組合	被害情報の把握・広域被害情報の提供
福井県越前警察署	安全管理
福井県丹南農林総合事務所農業経営支援部	被害防止対策の指導
福井県丹南農林総合事務所林業部	森林被害対策・適正な捕獲の指導
越前市	計画の実施、集落被害情報収集と集落への情報提供・発信、捕獲施設の整備、捕獲許可、防護施設の整備、防除技術の収集 関係機関の連携、事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北陸地域鳥獣対策ネットワーク	北陸地域における有害鳥獣による農林被害に係る情報交換 (事務局 北陸農政局内)
丹南地域鳥獣害対策連絡会	丹南地域(越前市、鯖江市、越前町、南越前町、池田町)の有害鳥獣による農林被害に係る情報交換および対策検討 (事務局 丹南農林総合事務所)

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊を編成し、有害鳥獣による農林被害に係る情報収集および対策を行う。

(4) その他被害防止対策の実施体制に関する事項

その他の鳥獣による被害が発生した場合は、その都度、県や関係者、対策協議会と協議して計画を見直し、効果的な被害防止に努める。

6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、現地での埋設処理を基本とするが、焼却処分も実施する。併せて、処理に係る地元負担の軽減を図っている。

7 その他被害防止対策の実施に関し必要な事項

- ・様々な有害鳥獣の被害状況に対応するため、適正な施設整備、防除活動について対策協議会にて随時検討、検証していく。
- ・獣類からの被害を防止するため、関係機関の連絡と役割体制を確立し、速やかな対応を行う。